

観光事業者のバックオフィス業務代行促進支援業務 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

業務仕様書「1 業務の目的」のとおり。

2 企画提案コンペを行う目的

当該企画提案コンペは、観光事業者のバックオフィス業務代行促進支援業務を委託すべき業者を選定するために実施する。

3 委託業務の内容

- (1) 業務委託名 観光事業者のバックオフィス業務代行促進支援業務
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月25日（木）まで
- (3) 委託内容 業務仕様書のとおり

4 契約上限金額

11,307,450円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加条件

以下に掲げる条件を全て満たした者とする。

(1) 参加資格

- ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

(2) 共同事業体

共同事業体による参加も可とするが、下記条件をすべて満たすこと。

- ア 共同事業体等により参加する場合は、代表となる主体を定めること。
- イ 同時に複数の共同事業体の構成員になることはできず、また、共同事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことはできない。

(3) 最優秀提案者資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 参加資格確認申請

当該企画提案コンペへの参加を希望する者は、以下のとおり参加資格確認申請を行うこと。

- (1) 提出書類（各1部）
 - ① 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）
 - ② 役員等に関する事項（第2号様式）
 - ③ 委任状（企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合。第3号様式）
 - ④ 共同事業体協定書兼委任状（共同事業体での参加の場合。第4号様式）
 - ⑤ その他、上記①に記載の添付書類一式
- (2) 提出期限
令和8年3月5日（木）17時まで（必着）
- (3) 提出先・提出方法
下記19に示す所属
- (4) 提出方法
電子メール、郵便や民間事業者の信書便による送付、持参
※持参以外の方法で書類を提出する場合は、提出期限までに担当部局に受理の確認をすること。
- (5) 資格審査及び結果通知
提出された書類により資格審査を行い、その結果を令和8年3月17日（火）を目途に電子メールにて通知する。

7 企画提案資料の提出

上記6により参加資格があることの通知を受けた者は、以下により企画提案資料を提出すること。

- (1) 提出資料
別紙「提出を求める企画提案資料」のとおり
- (2) 提出方法・受付期間
下記ア・イ・ウに示す方法・期間をよく確認のうえ、企画提案資料を提出すること。なお、下記ア・イ・ウ以外の方法・期間においては、企画提案資料を受理いたしません。
- (ア) 指定郵便局留
 - ① 受付期間：
令和8年3月18日（水）から令和8年3月24日（火）17時まで（必着）
 - ② 指定郵便局・宛名等
〒514-0006
三重県津市広明町13番地 三重県庁内郵便局留
三重県観光部観光戦略課 観光産業魅力向上班
（受取人所在地 〒514-8570 三重県津市広明町13番地）
※「観光事業者のバックオフィス業務代行促進支援業務企画提案資料在中」と記載すること。
 - ③ 郵便方法
簡易書留郵便、一般書留郵便、レターパックプラスのいずれか

(イ) 持参または電子メール

受付期間：令和8年3月24日（火）8時30分から17時まで（必着）

(ウ) 郵便(※)または民間事業者の信書便による送付

受付期間：令和8年3月24日（火）8時30分から17時まで（必着）

※指定郵便局留(上記ア)でない方法で提出する場合

(3) 提出先

下記19に示す所属

(4) 受理の確認

(2) イ(電子メールの場合のみ)・ウの方法で提出する場合、提出期限までに担当部局に電話にて受理を確認すること。

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

令和8年3月3日（火）17時まで

(2) 提出方法・提出先

電子メールにて質問申請書（第6号様式）を下記19に示す所属宛て提出し、電話にて受理を確認すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該業務に係る仕様や条件、応募手続き的な事項に限るものとし、他の事業者からの提案書の提出状況や積算に関する内容等には回答しないものとする。

(4) 質問に対する回答

受け付けた質問に対する回答は、原則として令和8年3月4日（水）17時までに三重県ホームページに掲載する。

9 アンケート調査結果概要の提供

(1) 観光事業者のバックオフィス業務代行促進支援業務を実施するにあたり、今年度、県は観光事業者におけるBPaaS活用に関する効果予測業務（参考：<https://www.pref.mie.lg.jp/NYUSATSU/m0369300084.htm>）を行っているため、その結果概要を参考として本企画提案コンペに参加すること。

(2) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式。附属するすべての添付書類を含む）を担当所属に提出した者に対し、令和7年12月中旬～令和8年1月中旬に行った「観光事業者における業務支援サービスに関するアンケート調査」の結果概要を提供する。

(3) 当該アンケート結果概要は、本企画提案コンペに参加するためのみに利用すること。なお、その他の目的で利用すること、第三者に提供することを固く禁じる。

(4) 企画提案コンペ参加資格確認申請書の提出を確認した後、県担当者から電子メールにて当該アンケート結果概要を提供する。

10 企画提案コンペの実施方法

本参加仕様書に基づき提出された企画提案資料を、「観光事業者のバックオフィス

業務代行促進支援業務企画提案コンペ選定委員会（以下、選定委員会という。）において審査のうえ、最優秀提案者を選定する。

（１）選定方法

提案者から提出される企画提案資料による書面審査、プレゼンテーション審査を実施し、選定委員会が評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得した者を選定する方法とする。

なお、選定において、最低制限基準点（合計満点比60%）未満の提案は失格とする。また、この基準は一者提案となった場合も同様とする。

（２）書面審査

提案者が8者以上となった場合、選定委員会で書面審査を行い、優良提案者を7者選定する。

書面審査の結果は、全ての提案者に対し令和8年3月26日（木）17時までに電子メールにて通知する。なお、書面審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、プレゼンテーション審査は行わない。

（３）プレゼンテーション審査

提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を選定する。

（ア）開催日時 令和8年3月27日（金）午後

（イ）開催場所 三重県本庁舎又は近隣施設会議室

（ウ）開催形式 対面又はオンライン（各提案者の希望により実施）

（エ）その他

事前に提出のあった企画提案資料のみを使用し、説明すること。

（４）評価基準

以下の項目により、企画提案内容を総合的に評価して選定する。

（ア）的確性（5点）

- ・ 業務目的及び観光事業者が抱える課題を十分理解し、目的を達成するために具体的かつ効果的なアプローチが検討されているか。
- ・ 業務仕様書の内容について、漏れなく提案されているか。

（イ）企画性（10点）

- ・ 独自のアイデアが盛り込まれ、工夫のある提案内容となっているか。

【業務仕様書「4（1）バックオフィス業務代行の利用促進」について】

- ・ オンライン業務代行及びBPaaSについて、外注する業務の効率化が図られるサービス内容となっているか。
- ・ サービスを利用する利点が明確となっているか。
- ・ サービス利用経費及びサービス利用経費に対する支援対象者の負担割合（負担金額）について、支援対象者の負担が大きすぎず、サービスを利用したいと感じられるものとなっているか。
- ・ 手順書の内容について、支援対象者が外注した業務を内製化し、自ら業務を遂行できるものとなっているか。

【業務仕様書「4（2）普及啓発」について】

- ・ セミナー内容について、参加者がバックオフィス業務代行について学べ、関心を寄せられる内容となっているか。

- ・ 目標とする参加事業者数を達成できるよう、参加者の募集方法は効果的な内容となっているか。

(ウ) 実施計画・実施体制（10点）

- ・ 業務を実施する上で適切な実施計画、実施体制が提案されているか。
- ・ 業務の実施に資する技術的知見や実績を有し、当該業務を最後まで遂行するにあたって十分な能力（人員数を含む）が提案されているか。
- ・ 共同体での提案の場合、なぜ共同体を組むのか。また、それぞれの役割分担は明確になっているか。

【業務仕様書「4（1）バックオフィス業務代行の利用促進」について】

- ・ サービスの導入にあたり構築する支援体制について、人員及び能力について、十分な体制が構築されているか。
- ・ 情報管理体制について、十分な対策が取られているか。
- ・ サービス利用期間を考慮した実施計画となっているか。

【業務仕様書「4（2）普及啓発」について】

- ・ 実施計画・実施時期に関して適切な提案がされているか。

(エ) 経済合理性（5点）

- ・ 見積額及び積算内訳・根拠は適切か。
- ・ 費用対効果の観点から見積額は合理的であるか。

(5) 審査結果の通知

プレゼンテーション審査の結果は、令和8年3月30日（月）までに全ての参加者に通知するとともに、三重県のホームページにて公表する。

11 最優秀提案者に提出を求める資料

最優秀提案者は、速やかに以下の書類を提出するものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの)(写し可)
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの)(写し可)
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書及びその裏付けとなる書類(契約書の写し、契約の相手方が発行した契約履行実績証明書等の契約の履行が確認できる書類)
- (4) 三重県物件等電子調達システム利用者登録をしていない事業者又は共通債権者(物件契約)登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者(物件登録)登録申請書」

12 契約方法に関する事項

- (1) 最優秀提案者と、その提案内容をふまえ委託契約を締結する。
- (2) 契約条項は、別紙「業務委託契約書(案)」のとおりとする。
- (3) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規

定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。）とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (5) 契約は、三重県観光部観光戦略課において行う。

13 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

14 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

15 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

16 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

17 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって、暴力団等排除要綱第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 三重県観光部観光戦略課に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県観光部観光戦略課と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除

措置要綱第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

18 その他

- (1) 企画提案に必要な費用は、提案者の負担とする。提出のあった企画提案資料等は返却しない。
- (2) 提出のあった企画提案資料は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。
- (3) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではない。
- (4) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (5) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。
 - ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
 - イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対して、二つ以上の提案をしたとき。
 - ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
 - エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
 - オ 提出書類が、提出期限を超えて提出されたとき。
 - カ 見積額が委託上限額を超えているとき。
 - キ その他、担当所属が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
- (6) その他必要な事項は、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）の規定によるものとする。
- (7) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により罰則があるので留意すること。
- (8) 当該企画提案コンペの落札決定の効果は、予算発効時において生じる。

19 担当部局

三重県観光部観光戦略課 山際

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話：059-224-2830 Email：kankost@pref.mie.lg.jp